

市第156号議案

平成30年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算（第1号）

平成30年度横浜市のみどり保全創造事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成31年2月8日提出

横浜市 市長 林 文 子

提 案 理 由

農とふれあう場づくり事業等の繰越明許費を設定したいので提案する。

第1表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|----------------|
| 1 1 1 1 1 みどり保全創造 事業費 | 1 1 1 1 1 みどり保全創造 事業費 | 農とふれあう場づくり事業 | 千円 28,000 |
| 1 1 1 1 1 みどり保全創造 事業費 | 2 1 1 1 1 みどり保全 事業費 | 緑地保全制度による指定の拡大・ 市による買取り事業 | 190,000 |
| 1 1 1 1 1 みどり保全創造 事業費 | 2 1 1 1 1 みどり保全 事業費 | 公共施設・公有地での緑の創出事 業 | 44,000 |
| 設 定 額 合 計 | | | 262,000 |
| | | | |